

## 佐久市教育振興基本計画(案)に対するパブリックコメント実施結果

### 1 意見募集の概要

(1)意見募集期間 平成28年3月28日(月)～平成28年4月20日(水)

(2)公表方法 ①佐久市ホームページへの掲載  
②佐久市役所市民ホール、学校教育課窓口、各支所総務税務係窓口  
教育委員会関係施設窓口に閲覧用として設置

(3)意見募集方法 ①学校教育課へ持参  
②郵送  
③電子メール  
④FAX

### 2 意見募集の結果

(1)提出された意見 47件 6名

(2)意見とそれに対する市の考え方 次のとおり

## 佐久市教育振興基本計画(案)に係るパブリックコメントでいただいたご意見とそれに対する市の考え方

No.	該当頁	項目名等	意見	考え方
1	17,19	1 学校教育 (1)就学前教育の推進 ア 幼児教育の充実	<p>17頁「○…(前略)…幼児教育の機会や3歳未満児の保育を拡充するため、既存施設による認定こども園への移行を促進しています。しかし、移行による経費の負担増や新しい制度に対する不安などから認定こども園への移行が進まないことが課題となっています。」とあるが、そもそも国の子ども・子育て新制度が、都会の待機児童対策として、保育園不足を定員に余裕のある幼稚園と一体化することで解消しようとしたものと認識している。基本的に長野県、佐久市においては「待機児童は数字上いない」としている状況で、なぜ認定こども園への移行を推進するのか、疑問である。考えられることは、今佐久市でも急激に増えている3歳未満児の保育要求に対し、現保育施設の施設整備を回避し、幼稚園での3歳未満児受入れを進めようということかと窺える。幼児教育の専門機関である幼稚園が、便宜上3歳未満児の保育を担当することが、子どもにとって果たして有意義なのか。佐久市として対応すべきは、3歳未満児のための保育環境を整備することこそ、方針として持つべきではないのか。認定こども園への移行の推進は謳うべきではないと考えます。</p> <p>19頁の「□ 子ども・子育て支援新制度の施行により新たな補助金等が設けられたため、制度の情報を的確に把握し、私立の幼稚園・保育園に情報提供を行うなど、認定こども園への移行を促進します。」の項目も削除すべきと考えます。</p>	<p>認定こども園への移行は、保護者の多様なニーズに応えるためであり、現保育施設の施設整備を回避するためではありません。</p> <p>また、認定こども園において3歳未満児の保育を担当する職員は、保育士資格を有する者であるため、幼稚園だった施設が認定基準に適合した認定こども園として保育を担当することに問題はないと考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、当市内に認定こども園があることによって、保育所、幼稚園のほかに保護者の選択肢が増え、保護者の希望に応じられる幅が広がるものと考えております。</p>
2	21	1 学校教育 (2)確かな学力を身に付けた子どもの育成 ア 学習指導の充実	<p>【現状と課題】において少人数教育の大切さや専科教員不足の深刻さを論じておきながら、【今後の主な取組】では教職員の配置増について不十分な内容しか書かれていない。「県に配置を要望すること」はもちろん必要だが、佐久市独自の教職員加配をもっと積極的に検討してほしい。いま学校に必要なのは、「ボランティア」や「支援員(=非正規・非常勤雇用者)」ではなく「フルタイム勤務の加配」である。学校に正規の教員を増やすことなく「少人数指導」「チームティーチング」「小学校の教科担任制」などをうたうことは、ただでさえ疲弊している教職員に労働強化を強いることに直結する。</p>	<p>フルタイム教員のうち特に担任、副担任の配置は県教育委員会が行っており、市教育委員会として引き続き配置体制の充実を要望してまいります。当市においては、5時間勤務の学力向上支援員を配置しており、フルタイム勤務の加配は考えておりません。</p>
3	21,22	1 学校教育 (2)確かな学力を身に付けた子どもの育成 ア 学習指導の充実	<p>P21L7、P22L4の記述を見ると「全国学力・学習状況調査」「標準学力検査」の結果が、学力がついたかどうかの指標にされているように受け取れます。「全国学力・学習状況調査」の結果は、実施要綱にも明記されているように、あくまでも学力のごく一部を示すものにすぎません。「調査結果をもとにした課題把握と授業改善」が強調されると、学力調査対策が先行し、結果的に豊かな学力をつけることにつながらない危険性があります。佐久市では学力をどうとらえるのかを明確にし、そのためにどのような取り組みが求められるのかを示してほしいです。</p>	<p>市町村単位で実施される学力調査で採用されるテストの代表的なものに、NRTテスト(相対評価法:他校や他市町村との比較をみる)とCRTテスト(絶対評価法:分野別の到達度をはかる)があります。当市教育委員会では毎年CRTテストを実施し、各校が、各教科において到達度を分野別に考察し、自校の課題とその解決策について検討し、授業改善に役立てております。したがって、競争を求めているものではありません。全国学力学習状況調査は、小6でいうと小1～小6までの問題が出題されますが、量からして学習したことの一部であります。一方CRTは、当該学年の詳しい学習内容が出題されますから、その学年についてはより丁寧な点検ができることとなります。</p> <p>全国学力学習状況調査につきましては、国の施策として行われるものではありませんが、自校や各自自治体の平均値を全国との比較で相対的に見ることが可能です。当市教育委員会としましては、児童生徒質問紙調査も含めた当該調査の結果から自校や当市が客観的にどの段階の理解度であるか、また、どこに課題があるのかを確認しつつ、教育活動を進めているところであります。</p>

No.	該当頁	項目名等	意見	考え方
4	22	1 学校教育 (2)確かな学力を身に付けた子どもの育成 ア 学習指導の充実	「□「全国学力学習状況調査」や「標準学力検査」の継続的な実施により…」とあります。この他に学校現場では”希望制”という名目で毎年強制的に県の「学カスパイラル事業」による学力調査が実施されています。教職員が自作する校内定期テストの採点・分析・活用もままならぬほど過密・長時間勤務が強いられている現状に対して、これら外部から持ち込まれる「調査」や「検査」について市教育委員会はそれぞれの実施意義と関連の分析、実施上の課題をどのようにつかんでおられるのか不明です。 計画(案)には細部にわたってまで書き込めないとは思いますが、なぜ「継続」するのか、3種類の「調査」「検査」が現場に与えている負担に比して余りあるほど現場に役立っているのか、現場教職員に十分な聞き取りをして「継続」の必要性を含めてご検討ください。	NO. 3の質問に対する回答と同様です。
5	22	1 学校教育 (2)確かな学力を身に付けた子どもの育成 ア 学習指導の充実	L9の「小学校における教科担任制の導入」については、慎重に検討すべきです。教科担任制を導入するならば、専門性を有した人的配置が不可欠です。かつて岩村田小学校で一部教科担任制を試みたことがあったと思いますが、担任の負担が増すだけで効果が上がらず、すぐに破綻したはずで	小学校においては、個々の教師の教科専門性を生かし、教科によって授業交換をするなどの柔軟な対応によって、教育効果をさらに高めるねらいがあることを示しています。しかし、「小学校における教科担任制の導入」との表現は、中学校における教科担任制と同様のものであるかのように誤解を招く可能性があるため、「小学校における教科担任制の導入等、」を「小学校においては、個々の教師の教科専門性を生かし、教科によって授業交換をするなど、」に修正します。
6	22	1 学校教育 (2)確かな学力を身に付けた子どもの育成 ア 学習指導の充実	P22「県教育委員会の「市町村の特色ある教育推進に向けた人事…」とあります。今春の県下の人事異動において幾つかの市町村において「特色ある教育推進」のため特定人材が求められたようです。佐久市教育委員会では、どんな「特色」の推進を考えておられますか。特色を決め出す過程を教職員に周知ください。	長野県教育委員会は平成27年度「市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業」を実施しました。当市教育委員会においてはすべての子どもたちが学びに参加し、自ら考え学び合うことを通して、基礎的・基本的な知識・技能の定着と課題解決に必要な思考力・判断力・表現力が養われる様、「学習力」が高まる授業づくりを力を入れております。こうした目標に向かって授業改善を進めるとき、問題解決学習のエキスパート教科の一つである「理科」の授業づくりを充実させ、もって各教科等における問題解決学習の研究実践にも寄与させたいと考え、前記の事業により当市内小学校へ理科専科教員1名を配置しました。当該理科教員は岩村田小学校に配置されておりますが、要望に応じ、通年で授業公開を行ってまいります。なお、このことにつきましては、当市校長会及び教頭会において周知しております。
7	22	1 学校教育 (2)確かな学力を身に付けた子どもの育成 イ 学習意欲の向上と学習習慣の確立	「○ 全小中学校に図書館司書補を配置し、読書環境の充実に努めています。…(後略)…」とあります。今回の計画が国の方針に基づいて策定されるとしてはありますが、国も学校図書館の位置づけについては、ずい分重視してきました。まず佐久市の「図書館司書補(司書の資格がなくてもいい、6年雇止めの臨時職員)」という表現を国の言う「学校司書」と表現すべきではないですか。同時に図書教育に力を入れるなら、やはり学校司書の待遇改善を計画に入れるべきです。	改正学校図書館法において学校司書の資格や養成のあり方について検討するとされていることから、当市教育委員会においてはその動向を注視し、適切かつ必要な対応をしてまいります。
8	22	1 学校教育 (2)確かな学力を身に付けた子どもの育成 イ 学習意欲の向上と学習習慣の確立	他の箇所でも該当しますが、【今後の主な取組】の中の文末にある「習得させる」「育成に努めます」「設定し」「身に付けさせる」「機会を増やす」「推進します」などの主語は何(誰)ですか。もしかして教育振興基本計画は個々の教職員の具体的な教育活動の方向付けをしているのですか。項立て、またその内容の幾つかについては理解し、必要性も感じています。しかし、教育推進基本計画はもっと大きな取り組みを記述し、その推進のための教育条件整備について記載するものだと思うのですが、いかがでしょうか。	学校現場の状況の把握に努め、子どもにとってより良い教育の機会の設定について考えてまいります。保護者や地域の方々、学校、当市教育委員会が互いに手を携えて、子どもを育てていくことが大切であると考えております。 また、教育振興基本計画は、その名のとおり基本となることを示すものでありますが、その項目によってはより具体的な対応を示して取り組むことが効果的なものもあります。その趣旨を踏まえての表現になっております。

No.	該当頁	項目名等	意見	考え方
9	24	1 学校教育 (2)確かな学力を身に付けた子どもの育成 エ 進路指導とキャリア教育の推進	【現状と課題】において、第一に若年層の雇用環境の悪化が子どもたちの進路への「夢と希望」を奪っている状況を取り上げているのは正しい捉えだと思ふ。しかし、【今後の主な取組】では、いわゆるキャリア教育や職業体験で子どもたちを「労働力として準備する」ことしか書かれていないのが残念である。とりわけ、中学卒業者の進路保障(通える範囲に高校があり十分な定員があること)は、子どもたちが意欲をもって進路選択していく基本的な条件になる。とりわけ、佐久平総合技術高校の工業科・望月高校が毎年のように定員割れしていることについて、佐久市として問題意識を持つべきではないか。(望月高校については市で工夫してバス通学の利便性を拡大することができないか。)	学校におけるキャリア教育や職業体験の目的として、一つには働くことへの関心・意欲の向上がありますが、進路への関心、意欲を高め、学習意欲と結びつけることも大きな目的の一つとなります。 また、目的意識をはっきりさせてから進学できるように、生徒の能力、適性や希望などが生かせる進路指導を推進してまいりたいと考えております。
10	25	1 学校教育 (2)確かな学力を身に付けた子どもの育成 オ 小・中学校連携の推進	【今後の主な取組】の中学校区での「…授業研究、相互研修を推進します」については、その必要性・有効性を吟味しつつ考えるべきです。教職員を一堂に会しての研修会や、他校に行つての授業研究会の実施にこだわっていませんか。ここは、「必要な情報交換を行う」で十分です。	小学校・中学校の9年間を見通して、子どもの学びをつないでいくことが大切です。そのため、小中の連携を深め、指導の指針や方向を共有していくことが必要です。 そこで、本市教育委員会では中学校区ごとに教育推進委員会を設けて、小中学校の教職員が共に学習力向上に向けた授業研究や心身共に健康な子どもの育成に向けた教育実践を積み重ね、9年間の学びの充実を図ってまいりたいと考えております。
11	25	1 学校教育 (2)確かな学力を身に付けた子どもの育成 カ 高校教育、高等教育との連携	P25 高校教育、高校教育との連携【今後の主な取組】の県立高等学校の再編の「動向を注視する」は消極的過ぎませんか。再編が論議されるたびに高等学校の存続が話題になります。「県立」ではありますが、佐久市の子どもたちが受ける後期中等教育の有り様について「注視」するだけでなく、論議の公開性を市町村教育委員会として求めていくべきであり、県と連携し財政的措置も含めて「活性化に協力」すべきだと思います。	高等学校の再編は本市のみならず関係市町村にも係わることでありますが、地域の高等学校として必要であり、地元の皆様や他市等との連携を図り対応するため、次のとおり修正します。 【現状と課題】 2項目目に「〇望月高等学校へ通学する生徒の利便を図るため、市内路線バスの増便を行いました。」を追加します。 【今後の主な取組】 1項目目の「長野県における県立高等学校の再編」を「長野県の高等学校再編計画」に、「生徒や市民の要望を踏まえて地域の高等学校の活性化に協力します。」を「地域の高等学校として必要なことから、活性化について協力し対応していきます。」に修正します。
12	25	1 学校教育 (2)確かな学力を身に付けた子どもの育成 キ 高校教育、高等教育との連携	【今後の主な取組】 佐久市には、高等教育機関が少ない。しかも、介護福祉と助産専攻のみである。 高等学校を卒業しても学ぶ場がない。高等教育機関の設立を教育振興計画にきちんと位置付けるべきではないか。	高等教育機関の設立は考えておりません。 しかしながら、各種高等教育機関と小中学校の連携により中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指してまいります。
13	26	1 学校教育 (2)確かな学力を身に付けた子どもの育成 ク 家庭との連携	基本計画(2)の数値目標について(26頁) 小中学校では、子どもたちの深刻な「テスト漬け・調査漬け」の実態がある。全国学テ、PDCA調査、CRT検査など、子どもたちを数値で測り学校を競争させる教育のあり方に、私たちは本当に心を痛めている。もとより学力の保障は私たちの任務であり、現場は学力向上の工夫と努力を日々重ねている。しかし「検査で学力が上がる」わけではないし、ただでさえ教える内容が増えた指導要領の下、テストや検査のために時数が削られればますます授業は過密化し、教員の創意や工夫の機会が奪われてしまう。教育振興基本計画で「CRTの数値目標」を掲げることは、佐久市が学校に競争主義を求め、「テスト漬け・調査漬け」を容認し奨励することになりはしないか。	NO. 3の質問に対する回答と同様です。

No.	該当頁	項目名等	意見	考え方
14	26	1 学校教育 (2)確かな学力を身に付けた子どもの育成 キ 家庭との連携	基本計画(2)の数値目標について(26頁) 「自ら計画的に勉強している小学生の割合」については、「自分で計画を立てて勉強している状態」をどう定義するかによって回答は大きく変わるだろう。ふつう小学生は宿題以外の学習計画など立てないし、立てさせる指導もしない。せいぜい「家に帰ってすぐ宿題をやるかどうか」程度の指標であり、その習慣が定着しているかどうかは保護者の働き方をはじめとする家庭環境に大きく左右される。この数値を「2.5%上げる」ことにほとんど意味はないと思う。	本数値目標は、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査における当市と全国・長野県の比較からの分析を基に設定しております。小学生においては、子どもの実態によって家庭学習の形もそれぞれになるのは確かです。実際に小学生でも自分で計画を立てて家庭学習を進めている児童もいることから考えても、その子の実態に合った宿題の量や難易度を考えたり、自分なりの計画を立てて家庭学習をする機会も設けたりといった総合的な取り組みが有効であると考えております。
15	27	1 学校教育 (3)認め合い支え合える、心豊かな子どもの育成 ア 人権教育の推進	「人権教育の推進」人権教育と言いながら、ほとんど同和教育で占めた書き方です。同和教育は人権教育の1項目として整理し、その他、男女差別、人種差別、障がい者差別、LGBTなどの、差別について取り上げるべきです。しかも、63頁に「人権尊重のまちづくりの推進」で同様の内容が重複しています。整理し、偏りを無くすべきと考えます。	人権同和教育とは、同和教育をはじめとした男女差別、人種差別、障がい者差別等を含む教育のことです。よって、教育振興基本計画ではあらゆる差別を含む計画となっております。また、「人権教育の推進」が小中学校を対象としていることに対し、「人権尊重のまちづくりの推進」では家庭・地域・企業等のより多くの市民を対象とした計画となっております。
16	29	1 学校教育 (3)認め合い支え合える、心豊かな子どもの育成 イ 道徳教育の推進	「(3)認め合い支え合える、心豊かな子どもの育成」について (1)計画(案)P29 道徳教育の推進【今後の主な取組】「特別の教科道徳」の完全実施に向けた体制整備推進を記述していますが、個々の生徒の道徳性を教員が評価することについて、市教育委員会内(教育委員、事務局)ではどんな議論をしましたか。「評価行為そのものの妥当性、方法を含めての情報収集」程度は加筆するべきではないでしょうか。	新学習指導要領が示されたところで議論してまいります。
17	29	1 学校教育 (3)認め合い支え合える、心豊かな子どもの育成 ウ いじめ、不登校対策の推進	「(3)認め合い支え合える、心豊かな子どもの育成」について (2)計画(案)P29 いじめ、不登校対策の推進【現状と課題】「学校現場を熟知したスクールメンタルアドバイザー」という記述は、彼らの現状を正確に把握していないことからきている表現の仕方ですね。多くの方はその表現で良いと思いますが、残念ながら現場を支援する言動が十分にできていない方もいらっしゃいます。スクールメンタルアドバイザーの人選について、学校現場からの推薦制を導入するなどの工夫をご検討ください。	当市内の不登校・不登校傾向の児童生徒や保護者の方々のほとんどにスクールメンタルアドバイザーが何らかの形で関わっており、その成果は数多く報告されております。その上、「現状でよい」とはせずアドバイザー相互の資質向上に向けて、毎週全員による情報交換の会を開いております。よって現行の体制で相談・支援活動を進めてまいります。
18	29	1 学校教育 (3)認め合い支え合える、心豊かな子どもの育成 ウ いじめ、不登校対策の推進	「(3)認め合い支え合える、心豊かな子どもの育成」について (3)計画(案)P29 いじめ、不登校対策の推進【現状と課題】「Q-U検査」について全校実施していますが、検査をしなくても実態を把握できることが多いですし、そこまで必要性や活用を記述しておきながら実施に当たり検査分析費用を市が負担しないということも解りません。	Q-U検査は学事職員会と協力して行っております。検査の分析については、日常の子どもの様子を把握している担任の先生に実施していただくことで、学級環境、指導等に役立っているという多くの声をいただいていることから、今後も実施していく予定です。
19	29,30	1 学校教育 (3)認め合い支え合える、心豊かな子どもの育成 ウ いじめ、不登校対策の推進	29頁中ほどに「○…(前略)…不登校や不登校傾向の児童生徒が学校復帰のための自立心や社会性・学習意欲などを育む場として…(後略)…」という表現があるが、不登校対策の目的は「学校復帰」という考え方なのでしょうか。学びの場の多様性を認めることが提案されている今日、一面的ではないでしょうか。ほかの項目では「ボランティア」の存在や、活動が多く求められているのに、この分野で長年「ボランティア」による「フリースクール」の活動が実践されていることに言及しないのは意図的ですか。また、30頁の数値目標に、「不登校児童生徒の出現率」を掲げるのは、現場への不必要なプレッシャーとなることが危惧されます。削除すべきと考えます。	29頁「ウ いじめ、不登校対策の推進」中ほどの「不登校や不登校傾向の児童生徒が学校復帰のための自立心や社会性・学習意欲などを育む場として」という表現については、中間教室の目的が必ずしも学校復帰のみではないため、「不登校や不登校傾向の児童生徒が安心して過ごし、それぞれの実態に応じて、自らの願いを叶えるための自立心や社会性・学習意欲などを育む場として」に修正します。長野県教育振興基本計画においては、「学校、家庭、地域、関係機関が連携した支援体制が整備され、不登校児童生徒の状況が改善されること」を成果目標に掲げ、それに対する指標として「不登校児童生徒の在籍率」を数値目標としております。当市教育委員会においても同様の考えにより数値目標を設定し、不登校対策に取り組んでまいりたいと考えております。

No.	該当頁	項目名等	意見	考え方
20	30	1 学校教育 (3)認め合い支え合える、心豊かな子どもの育成 ウ いじめ、不登校対策の推進	P30「不登校児童生徒の出現率」の数値目標について、不登校の出現率を下げることを目標にすべきではありません。数値を問題にすれば、不登校の児童生徒、ご家庭の方は、罪悪感を抱いてしまいかねません。不登校の児童生徒の自立に向けてどのような支援ができるのかが重要であって、出現率そのものを問題にすることは意味がありません。	NO. 19の質問に対する回答(下段)と同様です。
21	30	1 学校教育 (3)認め合い支え合える、心豊かな子どもの育成 ウ いじめ、不登校対策の推進	基本計画(3)の数値目標について(30頁) 「不登校児童生徒の出現率」を数値目標化することは断固反対である。不登校はどんな子どもにもどんな教室にも起きうるし、要因は複雑である。保護者はもちろん、学校職員とりわけ担任が「学校に来ない子ども」にどれほど心を痛めているか。毎月の「欠席状況報告」だけでもストレスに感じ、(教師個人の責任ではないと頭で分かっている)有効な支援ができない自分を責めている担任は多い。不登校についての数値目標は無意味であるばかりか、現場の教師を追い詰める有害な策である。絶対にやめていただきたい。	NO. 19の質問に対する回答(下段)と同様です。
22	30	1 学校教育 (3)認め合い支え合える、心豊かな子どもの育成 ウ いじめ、不登校対策の推進	基本計画(3)の数値目標について(30頁) 「心豊かな子どもの育成」を目指して学校や教師に数値目標示すなら、「体罰・暴言の出現率0%」や「管理職によるパワーハラスメント出現率0%」を掲げる方が現実に即しているし、達成も可能であろう。	学校教育の目指す子ども像に向けて作成しているものであるため、職員の綱紀粛正については述べておりません。
23	32	1 学校教育 (4)心身の健康づくりの推進 イ 体力・運動能力の向上	P32L23に運動部活動について触れていますが、県教委が出した「長野県中学生期のスポーツ活動指針」の具体化を、佐久市ではどのように図ろうとしているのかわかりません。部活動の過熱にブレーキをかけ、生徒の心身の発達にとって適切な部活動のあり方について方向を示してほしいです。	長野県教育委員会が出した「長野県中学生期のスポーツ活動指針」で指摘された運動部離れや体力・運動能力の低下、一部の過熱化した活動による子どもや家庭への過大な負担、学習や休養も含めた家庭生活とのバランスの崩れ等は、当市においても同じように見られる傾向でした。 そこで当市教育委員会では、同指針を大事に受けとめながら平成26年7月に「小中学校における部活動等のあり方に関する基本的な考え」として望ましいと考える方向を示しました。
24	33	1 学校教育 (4)心身の健康づくりの推進 イ 体力・運動能力の向上	「(4)心身の健康づくりの推進」について (1)計画(案)P33 体力・運動能力の向上【今後の主な取り組み】「児童生徒の実態や地域の実情に応じた…」と記述している訳ですから、「朝マラソン」の例示は必要ありません。	実際に学校の状況に応じて行われている取組を例示しており、削除する必要はないものと考えております。
25	33	1 学校教育 (4)心身の健康づくりの推進 イ 体力・運動能力の向上	「(4)心身の健康づくりの推進」について (2)計画(案)P33 体力・運動能力の向上【今後の主な取り組み】ここに言う「指導者の資質の向上」の「指導者」には中学校職員は含まれるのですか。含まれるとすれば、資質向上の「体制整備」として該当部活動を校務分掌されることによる自己負担をなくすため財政的支援もご検討ください。	学校体育・運動部活動における指導者については、教職員や地域の外部講師を想定しております。指導者の資質向上に向けては長野県教育委員会等が実施する指導者研修会の紹介や、「信州型コミュニティスクール」における地域の方々の協力体制整備等を念頭においており、財政的支援については現状想定しておりません。

No.	該当頁	項目名等	意見	考え方
26	33	1 学校教育 (4)心身の健康づくりの推進 ウ 学校給食と食育の推進	<p>中ほどの「○ 経費節減のための民間活力の効果的な導入や配食体制の効率化などについて検討を進める必要があります。」とは民間委託を進めるといことですか。しかもその理由が「経費節減のため」とは、教育的配慮は感じられないし、今後の子どものための教育計画にはふさわしくありませんか。子どもにとって、必要なことに予算をつけるための計画ではありませんか。この項目は削除すべきです。</p> <p>同時に、学校建設整備等は具体的に言及しているのですから、当然、衛生管理基準に基づいて、給食施設の整備、特に、浅科給食センターの建て替え計画を入れるべきです。</p>	<p>現在、地方公共団体を取り巻く環境が大きく変わっている中で、行政がこれまで行ってきた全ての施策、事務事業について、継続的に行政関与のあり方を点検・検証する必要があります。</p> <p>しかしながら、佐久市教育振興基本計画(案)において民間活力の導入については、民間事業者のノウハウや技術の活用による利用者ニーズに応じた、より高度で効率的なサービスの提供等、経費削減だけでなく、総合的かつ慎重に検討する必要があることから、「経費節減のための」の文言は削除し、34頁の「調理業務の民間委託について」の文言は、次のとおり修正します。</p> <p>33頁「ウ 学校給食と食育の推進」中ほどの「○経費節減のための民間活力の効果的な導入や配食体制の効率化などについて検討を進める必要があります。」を「民間活力の効果的な導入や配食体制の効率化などについて、検討を進める必要があります。」に修正します。</p> <p>34頁【今後の主な取組】中ほどの「□学校給食の安定かつ効率的な運営のため、給食設備、厨房機器等の計画的な更新・整備と調理業務の民間委託について研究・検討を進めます。」を「□学校給食の安定かつ効率的な運営のため、給食施設、厨房機器等の計画的な更新・整備と民間活力の効果的な導入について研究・検討を進めます。」に修正します。</p> <p>また、次段に「□給食センターの建設整備等については、臼田地区新小学校の建設に伴い臼田センターの施設整備について、建設場所を含め、研究・検討を進めます。また、他センターについても対象児童・生徒数や老朽化等を総合的に判断しながら研究・検討を進めます。」を追加します。</p> <p>なお、「施設設備」や「給食設備」等の表現については、「給食施設」に統一します。</p>
27	33	1 学校教育 (4)心身の健康づくりの推進 ウ 学校給食と食育の推進	<p>P33L17、「経費節減のための民間活力の効果的な導入や配食体制の効率化」については、「食育指導の充実」(P34L2)と矛盾するものです。学校給食は、教育として「食」をとらえるべきで、「経費節減」や「効率化」といった観点でとらえるべきではありません。栄養教職員や調理員が子どもたちと近い位置にいて、お互いに顔を見ることができている環境にあることが、教育的な観点から見ても重要なことです。</p>	NO. 26の質問に対する回答と同様です。
28	33	1 学校教育 (4)心身の健康づくりの推進 ウ 学校給食と食育の推進	<p>基本計画(4)のウについて(33頁) 教育としての給食の大切さや、きめ細やかなアレルギー対応の必要性を論じる一方で、「経費節減」「民間委託」「配食体制の効率化＝大型センター化」などの言葉が並ぶことに違和感をおぼえる。食育の中核となる給食業務について、自校給食にこだわる自治体も近隣にある中で、なぜ「民間委託」「効率化」が既定路線のように掲げられるのか疑問。給食の現場で働く職員の意見はどれほど反映されているのだろうか。</p>	NO. 26の質問に対する回答と同様です。
29	33	1 学校教育 (4)心身の健康づくりの推進 ウ 学校給食と食育の推進	<p>「(4)心身の健康づくりの推進」について (3)計画(案)P33 学校給食と食育の推進【現状と課題】「経費節減のため」民間活力の導入検討を進められるようですが、「効率化」を追求することと他項目で言っている「栄養バランス」「おいしい」「アレルギー」対応、「伝統的な食文化の継承」「地産池消」「食への感謝の気持ち」「食育指導」等との間での業務推進上の整合性は大丈夫なのでしょうか。</p>	NO. 26の質問に対する回答と同様です。

No.	該当頁	項目名等	意見	考え方
30	33,34	1 学校教育 (4)心身の健康づくりの推進 ウ 学校給食と食育の推進	<p>P33～34 ウ 学校給食と食育の推進について</p> <p>【現状と課題】中、「○経費節減のための民間活力の効果的の導入や配食体制の効率化などについて検討を進める必要があります。」と【今後の主な取り組み】中、「○学校給食の安定かつ効率的な運営のため、給食設備、厨房機器等の計画的な更新・整備と調理業務の民間委託について研究・検討を進めます。」の部分で、心配になることがあります。</p> <p>「民間活力の効果的の導入」「調理業務の民間委託」は、本当に食の安全と安心を保障できるのか心配になります。また、食物アレルギー対応食の提供が、児童生徒ひとりひとりに細やかに対応して提供できるのか心配になります。</p> <p>「配食体制の効率化」は、具体的に効率化の内容が示されていませんが、温かな給食が食べれなくなるのでは、と思われまます。</p> <p>学校の日課により、配食時間を変更していただくことが良くありますが、今後難しくなるのかと思われまます。学校の行事などやりにくくなるのではと思われまます。</p> <p>このようなことが起きないように研究・検討をお願いしたいと思いまます。</p>	NO. 26の質問に対する回答と同様です。
31	34	1 学校教育 (4)心身の健康づくりの推進 ウ 学校給食と食育の推進	<p>P34L7の「調理業務の民間委託」については、導入に反対です。民間委託にすれば経費節減は可能かもしれませんが、現在と同じ質の給食を提供しようとすれば、民間業者は人件費を削ることで対応することは必至です。その結果、正規調理員は削減され、臨時やパートの職員が増え、給食の質が確保できない事態が広がりかねません。また、栄養教職員にとっては、業者に事前に指示書等を示さなければならなくなり、ただでさえ多忙な業務が、一層の負担増になることは明らかです。加えて、直接調理員に指示を出せば偽装請負となることから、その場で指示を出すことができなくなります。食の安全の確保といった観点からも、調理業務の民間委託はすべきではありません。</p>	NO. 26の質問に対する回答と同様です。
32	34,35	1 学校教育 (4)心身の健康づくりの推進 ウ 学校給食と食育の推進	<p>「(4)心身の健康づくりの推進」について</p> <p>(4)計画(案)P34 学校給食と食育の推進【今後の主な取り組み】P35の数値目標として「学校給食を楽しみと思う児童生徒の割合」の上昇が掲げられています。学校給食の「配食体制の効率化(調理現場の大型センター化)のことか？」や「調理業務の民間委託」などにより、食材をつくる地域の人々、調理に係わる人々と、食べる児童生徒との間に距離感をさらに増すようでは、その目標は達成されないのではないですか。</p>	NO. 26の質問に対する回答と同様です。
33	35	1 学校教育 (4)心身の健康づくりの推進 ア 健康対策の推進 イ 体力・運動能力の向上	<p>P35の数値目標について、血液検査結果の目標値の根拠が分かりません。この数値を目指すとしても、そのための取り組みも明確ではありません。また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の目標値を、全項目50以上(全国平均以上)にすることに意味があるのでしょうか。数値をあげるためなら、事前に練習を重ねれば一定の成果が得られます。</p>	<p>血液検査の目標値については、個別の健康相談の推進や健康指導を推進することにより、健康相談の対象となった児童生徒の健康状況が着実に改善していくことを目指しております。</p> <p>「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果を用いた目標設定は競争を意図したのではなく、体力や運動能力のうち、改善すべき点(伸ばすべき力)を見つけ、その向上に取り組むためであり、指標として、全国の平均値を活用するものです。</p>
34	35	1 学校教育 (4)心身の健康づくりの推進 イ 体力・運動能力の向上	<p>基本計画(4)の数値目標について(35頁)</p> <p>全国体力・運動能力調査について、「全項目で全国平均以上」という目標設定をしていることの意味が分からない。公教育における目標とは、「すべての子ども(たち)にとって期待される到達状況」と考えるが、すべての自治体が「平均以上」を達成することは不可能である。(学テについても同様の目標は論理矛盾)とすれば、この目標は「佐久市の数値が他の自治体を上回る」ことを目指すものということになり、競争を目的としないはずの調査にそぐわないのではないか。</p>	NO.33の質問に対する回答(下段)と同様です。

No.	該当頁	項目名等	意見	考え方
35	36	1 学校教育 (5)多様な子どもの学習機会の保障 ア 特別支援教育の推進	特別支援教育支援員の十分な配置、資質向上が求められる、としているのですから、その課題の克服のためには、「特別支援教育支援員」の研修のみではなく、生きがいを持って働けるよう、6年での雇用止め廃止を含む、待遇改善計画を出すべきとかがえます。	最長6年という任用期間は、身分や処遇が固定化することを回避するという観点に加え、特に就職の機会の提供を公平に行うことを目的とする人事管理上の必要性から設けているものです。この点は、当市の臨時職員の任用方法に準じて行っているところです。 特別支援教育支援員の業務は、当該児童生徒への支援が次第に少なくなり、児童生徒が自立することが最終目標です。身体的に障がいのある児童生徒を除き、何年間も支援が続かざるを得ない場合はそれまでの支援方法を見直す必要があります。特に対人関係に課題がある児童生徒に対しては、早期から徐々に様々な人と関わる機会を増やして対人関係の改善を図り、自立を支援することが重要です。このことから、これまでの雇用形態に問題はないと考えております。
36	36	1 学校教育 (5)多様な子どもの学習機会の保障 ア 特別支援教育の推進	P36L13、特別支援教育支援員の「資質の向上」についてふれていますが、合わせて待遇の改善、人員の増員も不可欠です。「学校からの支援員配置の要望は増加」しているのであれば、人員を増やすのが筋です。「資質の向上」だけで対応できないのが、今の学校現場の実情です。	特別教育支援員の配置については、障がいのある児童生徒が増加する実情に合わせ、配置を充実させるよう努めております。今年度も昨年に比べ予算を増額して対応しております。 【今後の主な取組】の最後の項目の文の始めに、「年々増加する障がいのある児童生徒の実情に応じた支援員の配置に努めます。また、」を追加します。
37	37	1 学校教育 (5)多様な子どもの学習機会の保障 イ 就学援助等の推進	「準要保護基準の引き上げ」とありますが、「生保の1.3倍」基準を引き上げてるのでしょうか。「今後も社会情勢や国の動向に注視しながら、適時支援内容の見直し等に努める必要があります。」と書いてますが、現在国が認めている項目も支給項目にしていないう佐久市の現状と矛盾しませんか。	まず、「準要保護基準の引き上げ」につきましては、「生活保護基準の1.3倍未満」の基準を「生活保護基準の1.4倍未満」に引き上げたことを指しています。 また、支援内容に関しましては、社会情勢や国の動向に注視した上で当市の現状に合ったもので、かつ、支給対象者が必要な経費として均一に負担すべき経費について対象とするよう努めております。その中で、国が認めている項目でも当市では該当にならない項目もございます。 今後も当市の状況と国の動向を照らし合わせながら、適切な支援内容となるよう努めてまいります。
38	39	1 学校教育 (6)国際感覚を身につけ、グローバル化社会に対応できる人間の育成 ア 英語教育と国際理解教育の推進	「(6)国際感覚を身につけ、グローバル化社会に対応できる人間の育成」について (1)計画(案)P39 英語教育と国際理解教育の推進【現状と課題】学習指導要領の方向とはいえ「中学校では英語の授業は原則英語で行うこととなります」という記述のように、それに対して無批判で「対応する」というような姿勢でいいのでしょうか。学力格差の拡大が心配です。	学習指導要領は、教育課程における基準を示すものであるから、当市教育委員会では、学習指導要領に則った英語教育を推進してまいります。
39	39,41	1 学校教育 (6)国際感覚を身につけ、グローバル化社会に対応できる人間の育成 ア 英語教育と国際理解教育の推進	P39L24の「英語検定等の取得を推進」、P41の「中学3年生における英語検定3級の取得率」の目標数値について、英語検定は個人の資格取得に関わるもので、公教育の目標に据えることには違和感を覚えます。この目標を達成することが迫られれば、個人の意思に反してでも、検定料を出して検定を受けるよう求められる事態も生じかねません。	英語検定については、文部科学省でも例示に使っており、国レベルでの信頼度を有している検定であると考えられることから、英語力強化の目安として英語検定の取得率を数値目標として設定しました。 ただし、英語検定は個人の意思により受検するものであり、取得を強制するものではありません。 以上のことから、誤解を生じる可能性がある「英語検定3級の取得率」の部分を、「英語検定3級程度等の英語力を有していると思われる生徒の割合」に修正し、公立中学校・中等教育学校(前期課程)における英語教育実施状況調査の実績値を平成26年度の16.9%から平成27年度の29.9%に修正します。
40	41	1 学校教育 (6)国際感覚を身につけ、グローバル化社会に対応できる人間の育成 ア 英語教育と国際理解教育の推進	基本計画(6)の数値目標について(41頁) 「英語検定3級の取得率40%」という目標は、任意団体による有料の資格試験の受検を公教育の目標にしており、経済的に検定を受けさせられない家庭の存在を無視・軽視している点でも問題だと思う。英検3級までの受験料を公的に負担する、事務窓口になる中学校の英語科担当教員の負担軽減を考慮するなど、具体的な手立てが伴わない限り、賛成できるものではない。	NO. 39の質問に対する回答のとおり、目標における表現を修正するため、英語検定の公的負担については考えておりません。

No.	該当頁	項目名等	意見	考え方
41	41	1 学校教育 (6)国際感覚を身につけ、グローバル化社会に対応できる人間の育成 ア 英語教育と国際理解教育の推進	「(6)国際感覚を身につけ、グローバル化社会に対応できる人間の育成」について (1)計画(案)P41 数値目標として「英語検定3級の取得率」の上昇を掲げられていますが、生徒・家庭に受験料として個人負担がかかります。市の財政的支援・補助を明記してください。	NO. 40の質問に対する回答と同様です。
42	43	1 学校教育 (7)地域を知り、地域を愛する子どもの育成 イ 地域と連携した教育の推進	「(7)地域を知り、地域を愛する子どもの育成」について (1)計画(案)P43 地域と連携した教育の推進【今後の主な取り組み】「信州型コミュニティスクールの立ち上げが完了…」と記載がありますが、調整役のコーディネーターの確保はできるのでしょうか。これも学校職員への”持ち込まれ”仕事になるのではないのでしょうか。「支援」の中身として、人的・財政的措置を県に強く働きかけてください。	当市内の小中学校ではすでに登下校の見守り隊や学習ボランティア等があり、それら関係団体の横の連携を図ることで、すでに市内の多くの学校で、運営委員会が立ち上がり、あるいはそのベースができあがってきております。今後は各校の状況に応じて、当市主幹指導主事や学校運営支援員による相談活動や、当市校長会・教頭会での情報交換を行うことを通してコミュニティスクールの円滑な運営が図れるように支援してまいりたいと考えております。
43	45	1 学校教育 (8)望ましい学習環境の整備 ア 学校教育施設・環境の充実	P45L23、P46L13にある「適正規模・配置の在り方の検討」について、小規模校を安易に統廃合するのではなく、小規模校の良さを生かした教育のあり方の研究や地域に根差した学校のあり方等についても広く検討してほしいです。	小規模校には個別指導が行いやすい等の利点もある一方、社会性の育成に制約が生じることをはじめ、クラス同士が切磋琢磨する教育ができない、球技や合唱のような集団学習の実施に制限が生じる等の課題があります。また、教職員が少なくなることにより経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難になる等の課題も指摘されております。 このようなことから、学校の統廃合については、学校施設の老朽化や、著しい児童数の減少等、将来推計をもとに、地域の皆様のご意見も聞きながら当市教育委員会が検討してまいります。
44	46	1 学校教育 (8)望ましい学習環境の整備 ア 学校教育施設・環境の充実	「(8)望ましい学習環境の整備」について (1)計画(案)P46 学校教育施設・環境の充実【今後の主な取り組み】「臼田地区新小学校の施設」として、自校給食型の調理場を併設してください。言うまでもなく振興基本計画の目指す「学校給食と食育の推進」のためです。	臼田地区新小学校と臼田中学校の給食については、今後も学校給食臼田センターで提供していく予定ですが、学校給食臼田センターの老朽化が進んでいるなか、新しい給食センターの施設整備については、建設場所を含め慎重に研究・検討をする必要があると考えております。
45	46	1 学校教育 (8)望ましい学習環境の整備 ア 学校教育施設・環境の充実	46頁中ほど「□ 児童生徒数の将来的な動向を勘案しながら、地域の実情に応じて、適正な一学級あたりの児童生徒数、学級数が確保できる学校配置の在り方について様々な角度から検討します。」というのは、市の方針に基づき、統廃合していきます。と読めるのですが、少なくとも、少子化対策や、学校の在り方、手厚い子どもへの支援を考えていく中で、誰が検討するかも含めての課題であるはずで、表現を考慮するか削除するかです。	NO.43の質問に対する回答と同様です。

No.	該当頁	項目名等	意見	考え方
46	57	2 社会教育 (4)文化・芸術・スポーツ活動の支援と復興 イ 文化施設の運営・充実	<p>第1次佐久市総合計画では、「21世紀の新たな文化発祥都市」を謳いあげているが、文化施設は、10年前のままである。新たな文化とは何か、文化発祥都市とはどのような街か、基本計画に明記すべきである。そこでいくつか伺います。</p> <p>(1)埋蔵文化財はどのように保存し、展示し、教育に生かすのか。博物館構想はないか。</p> <p>(2)旧佐藤博物館から寄贈された甲冑は、今後どうするのか。</p> <p>(3)旧市町村の役場文書、寄贈された古文書はどのように保管し、有効利用するのか。</p>	<p>(1)埋蔵文化財の保存については、劣化防止等の保存処理を施し、永続的な保存管理に努めています。</p> <p>展示については、文化振興課文化財事務所、臼田文化センター、野沢会館、佐久平浅間小学校で公共施設を利用して多くの皆様にご覧いただくよう展示をしています。</p> <p>教育への生かし方といたしましては、小中学校へ出土遺物の貸し出しのほか、文化振興課文化財事務所への社会科見学や少年考古学教室での土器接合体験、土器拓本体験等で生きた教材としても活用しています。また、出前講座において資料としての活用もしています。</p> <p>博物館につきましては、多くの費用がかかり、財源の問題もあります。また、当市内には望月歴史民俗資料館などの同様の施設もありますことから、当面は既存の施設を活用した展示により、多くの皆様にご覧いただけるように工夫していきたいと考えています。</p> <p>(2)寄贈を受けた甲冑などの資料を展示する施設等の整備は現時点で考えておりませんが、現在、寄贈された資料の基礎調査を進めており、今後、写真撮影を行い目録などにまとめる形で公開するとともに、記録として残すことにより承継してまいりたいと考えております。</p> <p>(3)旧市町村の役場文書等は、現在、野沢会館や支所等にて保管しています。</p> <p>今後、市内公共施設の配置等について見直しが行われ、保管可能な規模の施設が見込まれる際に、集約等について考えてまいります。</p> <p>古文書の中には、個人の名前等の記載も多いことから、常時誰もが閲覧することは、個人情報保護の点からも特別な配慮が必要となっております。</p> <p>成果品として市町村志(誌)が刊行されておりますことから、今後におきましても、希望者への閲覧などを中心に活用してまいります。</p>
47	61	2 社会教育 (4)文化・芸術・スポーツ活動の支援と復興 オ 東京オリンピック・パラリンピック開催に係る取組	<p>誘致活動もしていくというのに、「パラリンピック」を含むホストタウンとして、バリアフリー対応の方針を計画として出すべきではないでしょうか。一言も触れてないですが。</p>	<p>本計画は大きな方向性を示す計画としております。</p> <p>このため、すべての取組を具体的に計画の中に記載していません。</p> <p>ご提案の「バリアフリー対応」につきましては、今後この計画の取組みの中で参考とさせていただきます。</p>